

地方税・国税等を収納するコンビニエンスストア等の紙控えの保管の廃止

国税、地方税など公金の収納代行業務を行うコンビニ等は、自治体等における収納事務に関する検査等のため、紙の領収控えを保管する必要があり、保管・輸送には人件費を含め、業界全体で年間約24億円以上のコストが発生

⇒ コンビニ等の事業者の負担軽減、業務効率化のため、デジタル技術を用いた記録の保存・検査の実施等により、紙控えの保管を不要とするとともに、全国統一の対応でローカルルールの発生を防止。

現行制度による課題

- コンビニでの収納代行取扱は年間10億件以上、金額にして13兆円に増大する中、紙控えの輸送・保管に係るコストは人件費を含め、業界全体で年間約24億円以上※に上り、事業者の大きな負担。
※第1回公共WG（令和6年10月9日）資料1-1より
 - ・ 地方自治法に基づく公金収納について、都道府県・指定都市・県庁所在市の91.7%※がコンビニ等に紙の領収控えの保管を義務付け。
 - ・ 一方で、地方公共団体からも「検査事務全体として業務負担が大きい」等の意見があり※、制度見直しによる行政側の負担軽減が期待される。
※総務省の実態調査（R6）による
- 国税の収納代行においても、規定上は一部電子情報の活用が認められているものの、実際には地方公金と同様のオペレーション、紙控えの保管が行われている。

規制改革の方向性

- 地方自治法に基づく公金事務の委託について、収納代行の適正性を確保しつつ、取扱控えの電磁的保存やデジタル技術を用いた検査方法を検討し、標準的な契約書に盛り込み地方公共団体に利用されるよう措置（ローカルルールの防止）。
【令和7年検討、措置】
- 国税の納付に係る委託について、前段の検討・措置内容との整合性をとるよう当該委託契約の内容を見直し。
【令和7年検討、前段の検討結果を踏まえて速やかに措置】

